

休憩裁判本人訴訟
第1回口頭弁論開催!!

原告浦谷さん
堂々と意見陳述!!

12月9日、大阪地方裁判所第809号法廷にて、休憩裁判本人訴訟第1回口頭弁論が開催されました。

原告浦谷さん（強制出向にて現在サービック新大阪駅第二営業科）が、2023年1月25日、車掌として乗務した列車が、大雪による大幅な遅れにより12時間に亘って拘束され、休憩時間を与えられず、食事も摂れない状況におかれました。また、帰着し、退出点呼終了後に休憩と称して1時間を強制的に拘束され、肉体的・精神的な苦痛を強いられたとして損害賠償を訴えていた裁判の第1回公判が大阪地方裁判所にて開催されました。

原告浦谷さんは、多数の傍聴者の見守る中、堂々と意見陳述をしました。

今年も大雨や台風、保守用車脱線など、異常時の列車遅延が多く発生しました。その都度、ホーム折り返しなど段落ち休憩時間も与えられないケースが、頻繁に繰り返されてきました。またこれから、本格的な雪のシーズンを迎えます。

全乗務員の皆さん!休憩時間も与えない、列車運用を優先させ乗務員を犠牲にする運用をこの裁判を通じ会社に改善させるよう全乗務員の代表として闘っていきます。
是非とも、ご声援お願いします!!

次回期日

2025年2月20日 13時30分～
大阪地裁810号法廷